

带状疱疹ワクチン定期予防接種費用助成のご案内

足立区

【接種前に必ずお読みください】

この予防接種は、主に個人予防に重点を置き、ご本人が接種を希望する場合に限り接種することができます。接種を受ける義務は無く、接種を希望されない方は、予防接種をする必要はありません。

定期予防接種、任意予防接種を問わず助成を受けられる機会は、1度限りです。

対象となる方

- 接種日現在、足立区民であり下記に該当し、初めて（※1）带状疱疹ワクチン接種を受ける方

① 令和8年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

対象者	生年月日
65歳になる方	昭和36（1961）年4月2日～昭和37（1962）年4月1日生
70歳になる方	昭和31（1956）年4月2日～昭和32（1957）年4月1日生
75歳になる方	昭和26（1951）年4月2日～昭和27（1952）年4月1日生
80歳になる方	昭和21（1946）年4月2日～昭和22（1947）年4月1日生
85歳になる方	昭和16（1941）年4月2日～昭和17（1942）年4月1日生
90歳になる方	昭和11（1936）年4月2日～昭和12（1937）年4月1日生
95歳になる方	昭和6（1931）年4月2日～昭和7（1932）年4月1日生
100歳になる方	大正15（1926）年4月2日～昭和2（1927）年4月1日生

② 60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級相当）

- ※1 全額自費または足立区の任意助成制度を利用して既に「不活化ワクチンの1回目」のみを接種した定期接種の対象者は、2回目を定期接種として接種することが可能です。

このご案内が届いた方でも、過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがある方（生・不活化を問わず、全額自費で接種を受けた方も含む）は、定期接種の対象とはならないため、予診票を使用することはできません。再度接種を希望する場合は、各医療機関の定める金額を医療機関へお支払いください。

実施期間

- 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

接種費用と助成回数

- 接種費用は無料です。（全額自己負担で接種する場合、生ワクチン約9千円相当、不活化ワクチン約2万2千円相当がかかります。）ワクチンの種類によって助成を行う回数が異なります。

【生ワクチン（ビケン）】1回（皮下に接種）

【不活化ワクチン（シングリックス）】2回まで（筋肉内に接種）

- ※ 不活化ワクチンをご希望の場合は、2回の接種が必要です。2回目接種は1回目接種の原則2か月後となります（接種間隔は医師にもご確認ください）。よって、期間中に2回の接種を受けるためには、遅くとも、令和9年1月31日までに1回目を接種する必要があります。体調不良等の事情で予定した日に接種できない可能性もあるので、接種を希望する方は、お早目の接種をご検討ください。

実施場所

- 別紙『令和8年度 带状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施 指定医療機関名簿』のとおり
- ※ 東京23区の指定医療機関でも接種できます。他区の医療機関での接種を希望される方は、その医療機関が所在区の指定医療機関かどうか事前にご確認ください。
- ※ 医療機関ごとに取り扱うワクチンが異なりますので、事前にご確認ください。

接種方法

- 接種日当日に『带状疱疹予防接種予診票』の太枠内を記入し、指定医療機関へお持ちください。
- ※ 麻痺や正確な意思の確認が難しいなどの理由により、接種を受ける本人が希望書欄に署名できない場合は、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種意思の確認をした上で、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません）。
- ※ 予診票控えは、自身の健康の記録として大切に保管してください。

注意事項

- 不活化ワクチンは、2か月間隔で2回接種します。2回目の接種日が2か月を超えた場合は、遅くとも1回目の接種日から6か月後までに接種してください。
- 一方のワクチンを1回接種したあとは、もう一方のワクチンに切り替えることはできません。
- 助成を受けられるのは、生または不活化ワクチンのいずれかを、生涯で1度のみとなります。

带状疱疹の予防接種（生ワクチン、不活化ワクチン）を希望される方へ

1 带状疱疹の症状について

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化すること

により、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

2 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

	生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	不活化ワクチン（組換えワクチン）
その他 接種ができない方	○化学療法やステロイドなど免疫を抑える治療をしている方 ○免疫力が落ちている方（HIV感染等） ○妊娠していることが明らかな方 ○カナマイシン、エリスロマイシンの抗生剤にアレルギー反応を起こしたことがある方	上記①～⑤に該当しなければ、免疫の状態等に関わらず接種が可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

※ また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、不活化ワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等はいずれのワクチンについても接種に注意が必要です。

3 ワクチンの効果

	生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	不活化ワクチン（組換えワクチン）
接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
接種後10年時点	-	7割程度の予防効果

※ 合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、不活化ワクチンは9割以上と報告されています。

4 ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	不活化ワクチン（組換えワクチン）
70%以上	—	注射部位の疼痛
30%以上	注射部位の発赤	注射部位の発赤、筋肉痛、疲労
10%以上	注射部位のそう痒感・熱感・腫脹・疼痛・硬結	注射部位の腫れ、胃腸症状、悪寒、発熱
1%以上	発疹、倦怠感	痒み、倦怠感、全身疼痛

5 接種後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 注射した部分は清潔に保ってください。接種当日の入浴に特別な問題はありませんが、注射した部位はこすらないようにしてください。また、接種当日の激しい運動や多量の飲酒は控えてください。

6 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

7 予防接種による健康被害救済制度について

定期的な予防接種の副反応により生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害を受けた場合、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）の適用となる場合があります。

◆ お問い合わせ先 ◆

お問い合わせコールあだち 3880-0039 午前8時～午後8時まで（1月1日～3日を除く毎日）

足立区 保健予防課 予防接種係 TEL3880-5094